

令和2年3月定例会

令和2年2月27日

市長説明要旨

本日、令和 2 年 3 月定例会を招集し、新年度予算案を中心とした諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、市政運営に対する基本方針と主な施策・事業及び諸般の報告について申し述べます。

はじめに、市政運営に対する基本方針について申し上げます。新年度が、一層進化する年となるよう、これまで取り組んできた施策の充実、発展はもとより、様々な取組に対し地域や業種を越えた連携を図り、また市役所と民間事業者や市民との壁をなくし、「オール男鹿」でチャレンジする 1 年にすべく各施策に取り組んでまいります。

次に、主な施策・事業について申し上げます。

まず、第 1 点として、男鹿駅周辺整備による地域活性化についてであります。

一昨年、複合観光施設「オガレ」がオープンし、それと同時に JR 男鹿駅が移転新築されました。

以来、船川地区では、飲食店の開業や空き店舗を活用した事業の展開などの動きがあり、男鹿駅周辺整備による波及効果が着実に現れてきています。

この機会を逃さず、駅周辺が本来持つ求心力の回復を更に図り、あわせて船川地区の商店街エリアにも賑わいを呼び込み、地域全体に新しい活気を創り出していくため、男鹿駅周辺の空間を連続的かつ一体的に整備してまいります。

訪れるみんなが元気の出る、みんなが希望を持てる広場を目指し、賑わいの創出とオガレ及び商店街エリアも含めた経済効果

拡大につなげてまいります。

第 2 点として、複合観光施設「オガレ」を中心とした産業の振興についてであります。

地場産品の活用と販路拡大が大きな課題となる中で、商品開発や地場産品のブランド化への支援に取り組むとともに、自然、文化、歴史等、本市が誇る地域資源の活用を図り、基盤産業である農業、漁業及び観光産業の一体的な振興並びに雇用機会の創出並びに地域経済の活性化を促進してまいります。

また、自ら価格設定できるオガレへの出品が所得の向上に直接つながることから、市内農漁業者への周知と出品登録を促し、本市で農業、漁業を営むことの魅力向上に努め、あわせて後継者の育成などの施策を踏まえた包括的な取組を推進し、農林漁業者が将来に夢や希望を持てる地域の創生に取り組んでまいります。

第 3 点として、健康寿命の延伸と健康ポイント事業の充実についてであります。

市民の健康意識の高揚を図り、健康寿命の延伸を図るため、現在、「健康ポイント事業」を実施しているところであります。

新年度は、制度の更なる周知に努めるとともに「健康ポイント講演会・抽選会」の内容をより充実させ、市民の健康意識の醸成や健康づくりの第一歩となるよう取り組んでまいります。

また、高齢者の社会参加や生きがいづくりが、健康づくりや介護予防につながり、住み慣れた地域で潤いのある豊かな生活を安心して営むことを可能にすると認識しております。

生涯にわたり運動習慣を身につけることは、生活習慣病や介護予防などの効果が期待できるほか、食に関わる各場面を通じた食育の推進及び口腔内環境の改善が健康寿命の延伸に大きな関わり

を持つことから、関係する所管部署の連携を図り、全庁を挙げて取り組んでまいります。

第４点として、家庭系ごみ処理手数料導入による排出ごみ減量化についてであります。

本市の家庭系ごみの一人１日当たりの排出量は、県内 25 市町村中最多となっております。

これまでも市民の皆様には「適切に分別し、リサイクルにつなげる」こと、「生ごみの水分を減らすこと」など、減量化の協力をお願いしてまいりましたが、目指していた成果には至っていないのが現状であります。

こうした中、家庭から発生するごみの処理費用の一部を排出する市民自らが負担する仕組みとすることで、ごみの発生抑制やリサイクル促進を図り、ごみの減量化を始めごみに対する意識向上と公平な費用負担による歳出削減を推進してまいります。

第５点として、結婚支援及び子育て支援の充実による生き生きと暮らす地域づくり推進についてであります。

未婚率の増加及び少子化は、地域の大きな課題であり、今後、長期的に社会構造を維持し、本市が持続可能な発展を続けていくためにも、少子化対策が大変重要であると認識しております。

結婚支援については、新年度から各地区公民館が「出会いサポートセンター」の機能を担い、結婚希望者等の相談に応じるとともに、市内の企業や団体と連携しながら、出会いの場の提供及び異性との交際に係るコミュニケーション能力等の向上に向けた取組を推進してまいります。

また、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、出産祝金支給事業を拡充し、第一子から出産祝金を支給するほか、すこやか子

育て支援事業により、幼児施設における 3 歳児から 5 歳児までの副食費を全額助成するなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

第 6 点として、男鹿みなど市民病院の経営健全化であります。

男鹿みなど市民病院は、長年にわたり地域医療の拠点病院として、その役割を果たしてきました。

しかしながら、急激な人口減少、少子高齢化の進行により、地域医療を取り巻く環境は、年々深刻さを増しており、病院維持のため、毎年、一般会計から多額の費用を負担しております。

引き続き地域医療の中核的役割を担っていく上で、病院の経営改善は喫緊の課題であることから、病院経営専門コンサルタントの導入による経営改善に向けた取組を強化し、市民に必要とされ、市民に愛される病院となるよう、経営健全化に取り組んでまいります。

以上、基本方針について申し上げてまいりましたが、議員各位を始め、市民や各種団体との対話を重視するとともに、県や各自自治体と連携を図り、効率的な行政運営に努めてまいります。

議員各位並びに市民の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症について、国や県からの情報を共有し、全庁一体となって感染防止対策を推進するため、今月 7 日に「男鹿市危機管理対策警戒部」を設置いたしました。

今後も、国内外の感染症発生状況等に注視するとともに、関係機関等との緊密な連携の下、市民等に感染症予防に係る情報提供

等を適切に行うなど、感染症防止に努めてまいります。

次に、男鹿みなど市民病院の医師についてであります。

本年 4 月 1 日付けで、30 歳の医師 1 名を採用し、常勤医師は、現在の 13 名から 14 名体制となります。

次に、男鹿半島・大瀉ジオパークの再認定審査についてであります。

認定機関である日本ジオパーク委員会が 4 年ごとに行う審査において、拠点施設の教育プログラムが優れている点、ガイド団体の意欲が高く、彼らの活動がボトムアップの中心になっている点などが評価され、昨年 12 月 25 日に日本ジオパークとして再認定を受けました。

しかしながら、ジオパークの安定的かつ継続的な運営体制に大きな課題があるなど、緊急に解決すべき課題も示されており、その改善状況の審査が 2 年後に再び行われる条件付きの再認定となったところであります。

次に、健康ポイント 2019 第 2 回講演会及び抽選会についてであります。

先月 25 日、市民の健康意識の向上と健康増進を図ることを目的に、男鹿市民文化会館を会場に開催しました。

当日は市民など約 500 名からご参加いただき、歯科医師の山中隆平氏から、全身の様々な病気に関連する歯周病などを予防するためには、口腔内の健康を保つことが重要であることや、インプラント治療の実際についてご講演いただきました。引き続き市民の健康寿命の延伸に向けた活動に取り組んでまいります。

次に、来訪神サミット 2020 in Oga についてであります。

今月 7 日に、男鹿市民文化会館を会場に開催し、市内外から約

500人のご来場がありました。

当日は、ユネスコ無形文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」で登録された全国10行事のうち、8行事の保存会によるシンポジウム「来訪神しゃべり」や、能登のアマメハギなど4行事の実演が行われました。

本来、現地で特定の日にはしか見ることでできない貴重な機会に、参加者からは大変好評をいただき、報道関係からも大きく取り上げていただきました。

次に、第57回なまはげ柴灯まつりについてであります。

今月7日から9日まで3日間の開催における入込数は、7,100人と2年連続7,000人を超えました。

今年度も、入場の際、個人協賛金として一人1,000円をいただきましたが、会場のレイアウト変更による観覧場所の増や、会場内の大型スクリーンのほか、真山駐車場の休憩スペースとなまはげ館内にもライブモニターを設置してイベントの様子が見られるよう来場者への利便性を図り、多くの方に高評価をいただきました。

また、柴灯まつり期間中、男鹿駅前周辺においては、なまはげによるお出迎えとお見送りのほか、飲食屋台、せんべい焼き体験コーナー及びお汁粉の振る舞い並びに篝火の設置及びミニ柴灯火など、柴灯まつりの雰囲気づくりを行うとともに、オガーレのレストランと軽食コーナーのご協力をいただき、夜10時まで延長営業し、男鹿線の利用者を中心にまつり終了後も楽しんでいただきました。

ご協力を賜りました真山地区の皆様を始め、ご協賛いただいた企業や町内会、個人の皆様など、関係各位に対しまして厚くお礼

を申し上げます。

次に、観光の状況についてであります。

昨年1月から12月までの観光客日帰り入込数は、247万2,317人で、平成30年と比較し10.9パーセントの増となっており、ホテル、旅館等の宿泊客数は、11万7,019人で、平成30年と比較し0.9パーセントの増となっております。

日帰り入込数は、一昨年からのナマハゲのユネスコ無形文化遺産登録などによる男鹿への注目度の高まりに加え、10連休となった春の大型連休、今年から夜間の観覧を行った雲昌寺のあじさい等の波及効果により、特に上半期に大きな伸びが見られました。

宿泊客数は、上半期は前年を上回るペースで推移していましたが、下半期は秋口の大型台風の接近に伴うキャンセルの影響などにより伸びが見られず、全体として前年に比べて微増に留まったものと認識しております。

次に、オガレの状況についてであります。

1月末現在のレジ通過者数は累計で約18万9,300人、総売上げでは約3億275万円と伺っております。

次に、ふるさと納税の状況についてであります。

1月末現在までの寄附の状況は、2万4,164件の申込みで、総額4億2,211万5,250円となっております。これは、前年同月と比較すると7倍以上の大幅な伸びとなっております。

次に、雇用情勢についてであります。

12月末現在の秋田県の有効求人倍率は1.50倍となっております。ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は1.11倍となっており、昨年同期と比較して0.05ポイントの減となっております。

次に、農業の状況についてであります。

令和 2 年産米については、昨年 12 月 9 日の秋田県農業再生協議会において提示された、「県の生産の目安」に基づき、「本市の生産の目安」を算定した結果、生産の目安は 1 万 3,051 トンで、令和元年産米と比較して 656 トン減少しております。

今月中旬に、JA 秋田なまはげ等方針作成者から農業者へ「生産の目安」が通知されておりますが、米価安定のためには、引き続き生産調整を行う必要があることから、JA 秋田なまはげでは、各地区で開催した「地区座談会」において、生産調整に対するご協力をお願いしているところであります。

また、葉たばこの令和元年産の最終販売額は、1 億 5,251 万円で、前年対比 119.4 パーセントとなっております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、昨年 1 月から 12 月までの漁獲量は 3,343 トン、漁獲金額は 11 億 3,276 万円で、前年と比較し、漁獲量で 6.0 パーセントの減、漁獲金額では 9.6 パーセントの減となっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号令和元年度男鹿市一般会計補正予算第 6 号については、決算見込みによる調整を図るとともに、大規模肉用牛団地整備事業費補助金、小中学校校内通信ネットワーク整備事業費、ふるさと納税返礼業務費及び生活バス路線等維持費補助金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 5 億 4,440 万円を追加するものであります。

次に、議案第 2 号から議案第 5 号までの各特別会計の補正予算については、主に決算見込みによる調整を図ったものであります。

次に、議案第 6 号令和元年度男鹿市下水道事業会計補正予算第 2 号については、企業債の借換えに伴う経費などの見直しを図ったものであります。

次に、議案第 7 号男鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するものであります。

次に、議案第 8 号 男鹿市集会施設条例を廃止する条例 については、道村地区コミュニティセンター及び宮沢地区コミュニティセンターを廃止するものであります。

次に、議案第 9 号 男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことから、印鑑登録の資格に係る条文を整理するものであります。

次に、議案第 10 号 男鹿市交通指導員条例及び男鹿市防犯指導員条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことから、条文を整理するものであります。

次に、議案第 11 号 男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例については、出産祝金の支給要件を改め、第 1 子から出産祝金を支給するものであります。

次に、議案第 12 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

については、低所得者に対する保険料軽減措置の完全実施に伴い、保険料の軽減割合を改めるものであります。

次に、議案第 13 号 男鹿市中山間ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例については、同基金を廃止するものであります。

次に、議案第 14 号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改定するものであります。

次に、議案第 15 号 男鹿市営住宅条例等の一部を改正する条例については、民法の一部改正に伴う債権関係の規定の見直しのほか、単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ入居者資格を改めるなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 16 号 新市建設計画の変更については、計画期間の延長及び財政計画の変更を行うものであります。

次に、議案第 17 号 男鹿市過疎地域自立促進計画の変更については、事業計画に道路整備機械等を追加するものであります。

次に、議案第 18 号 令和 2 年度男鹿市一般会計予算については、本市の将来を見据え、財政の健全性に配慮し、地域活力の維持増進に向けた施策を推進することを基本方針として編成し、観光、農林水産業を始めとする産業の振興、移住定住対策、少子化対策及び地域社会の維持活性化に要する経費のほか、医療、福祉及び介護など社会保障に要する経費その他の市民生活に直結した事業費を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 152 億 1,000 万円とするものであります。

次に、議案第 19 号 令和 2 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算については、保険給付と保健事業に要する費用を措置したものであります。

次に、議案第 20 号 令和 2 年度男鹿市診療所特別会計予算については、地域医療確保のために要する費用を措置したものであります。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度男鹿市介護保険特別会計予算については、保険給付と介護予防に要する費用などを措置したものであります。

次に、議案第 22 号 令和 2 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の徴収等の事務に要する費用を措置したものであります。

次に、議案第 23 号 令和 2 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算については、診療収入及び経常的な維持管理費並びに資本関係費として医療機械器具の更新、空調設備改修工事及び企業債の償還に要する費用などを措置したものであります。

次に、議案第 24 号 令和 2 年度男鹿市上水道事業会計予算については、経常的な維持管理費及び資本関係費として老朽管更新事業の配水管布設替工事費などを措置したものであります。

次に、議案第 25 号 令和 2 年度男鹿市ガス事業会計予算については、経常的な維持管理費及び資本関係費として経年管布設替工事費などを措置したものであります。

次に、議案第 26 号 令和 2 年度男鹿市下水道事業会計予算、議案第 27 号 令和 2 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算及び議案第 28 号 令和 2 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算については、経常的な維持管理費及び資本関係費として企業債償還金などを措置したものであります。

以上、提出議案の概要について申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。